

5/21/2017

第1. 憲法上の権利の制約

そこで、表現の自由とは、自由に「青葉」を流通する権利に

ある。本件で、2人が乙を輸入業者として登録に対し、4番車屋を得意
ための表示は自由の1つであらう。電通2条1項には加入保障がある。また

表現の自由体、自由に採集、知能、情報に接し、それを採取

その機会を待つことは、その者がい個人として自分の思想及び人格を形

成、發展させ、社会生活の中にそれを反映させることまで欠くことができない。

ものである。そのため、基本的人権の中で最も重要な権利といえる。

2. しかし、表現の自由といふ平等憲文の旨に依り、著述者の中核は、一定の行
 筆力をともなひたり、他の権利と異なるもの、公衆の平權社に下す制約は主たる。

15 事件の判例の態様をみると、乙がテロの目的、うごき強要を主張する
 ついては、昭和43年69条の1第1項7号の「公安を害する行為」に

また24日、同月3日により本差関係により三角関数を受付213、この通知は、

車輸入料の増加が税関の支出に及ぼす影響は、以下に許可処分を受けることにはならないため

18 吳學問看恩恩的太子能度方王人輸入物在清談仁人乎理好杜所

[illegible][illegible]

21

[illegible]

23

第2 01: 742

2. 分析材料

1. 本質問題は主権上、表現の自由に対する最も厳しい制約である
 ため、公衆の暴露禁止を理由として表現の自由を制限することは認められない。なぜなら、
 本質問題により、思想表現の自由が憲法で保障された権利自由の源泉であるから、
 にも支えられている。

そこで、本条問では、①行政権が主体となると、②思想内容等
表現見物を対象とし、③その全部又は一部の発表の禁止を目的とし、

① その対象としてある一定の事象に於て、因果関係の一般的に、② 発
表前にその内容を審査した上、③ 不相当と認めらるるもの、又は

程上するべきを、此等荷役として備へるものである。

2. 事件では、米民間の非輸入者である企業が行政機関に訴付された。
このため、原告は知事として司法審査を受けることができない。最終裁判官は

行政移^加納^ナ有^ナない (④果^ナ果^ナ足^ナ)。また、平定^ナ問題^ナは事^ナ前^ナ入^ナした^ナ中^ナの^ナ全^ナ部^ナ

(①、② 不成立)。ゆえに、米英関は、違約金条約が日本に締結済みでないかを争う

また、事件乙はすでにA教会紙により出版されたためこの手紙では

は車庫入庫と合わせて、ミタビヤや~~療~~療章は外かいため、巻末の標止と

3. よ、2. 事件三要素は本件()にはあらず、その①の主たるは認め

第

問

第

問

第3 ②にみる

7. 判断材料

まず天皇陛下の自由であることは、制約の範囲が明らかでなく、
 広範囲に及ぶため、天皇の自由が正当に制限される。また、国民が
 自身の行為に法律が適用されるのを「恐れ」、天皇を「行わないよう」
 脅迫行為が生じる。さらに、上記の天皇の自由の性質から、厳格に
 適用の範囲が限定されるべきである。

したがって、その解釈から、天皇の自由の性質から、厳格に
 適用の範囲が限定されるべきである。また、国民が
 自身の行為に法律が適用されるのを「恐れ」、天皇を「行わないよう」
 脅迫行為が生じる。さらに、上記の天皇の自由の性質から、厳格に
 適用の範囲が限定されるべきである。

2. 答えは

本件では、公安とは国の秩序や安全を維持することと解する
 ことができる。この解釈から、上記の自由の性質から、厳格に
 適用の範囲が限定されるべきである。また、国民が
 自身の行為に法律が適用されるのを「恐れ」、天皇を「行わないよう」
 脅迫行為が生じる。さらに、上記の天皇の自由の性質から、厳格に
 適用の範囲が限定されるべきである。

よって、本件三読定は、21条1項に反し、21条2項の旨を
 認めらる。

自由権
 自由

本条の
 利益
 目的
 相当性理由?

第4. ③にみる

7. 判断材料

本件三読定は、69条の113項に於て、公安に該当する場合、
 「相当の理由がある」として、本条の自由の性質から、厳格に
 適用の範囲が限定されるべきである。また、国民が
 自身の行為に法律が適用されるのを「恐れ」、天皇を「行わないよう」
 脅迫行為が生じる。さらに、上記の天皇の自由の性質から、厳格に
 適用の範囲が限定されるべきである。

2. 答えは

本件では、Xは、学問や研究者であり、アノイアであることも
 研究材料として重視している。そこで、世界で唯一、唯一
 である資料があることは、Xの自由の性質から、厳格に
 適用の範囲が限定されるべきである。また、国民が
 自身の行為に法律が適用されるのを「恐れ」、天皇を「行わないよう」
 脅迫行為が生じる。さらに、上記の天皇の自由の性質から、厳格に
 適用の範囲が限定されるべきである。

よって、本件三読定は、21条1項に反し、21条2項の旨を
 認めらる。

1. XがZを輸入しようとしたところ、Fが本件通知により、輸入を認めない処分をしている。この処分はXがZを輸入する権利を侵害し、違憲ではないか。

(1) まず、上記権利が憲法上保障されるか。

XがZを輸入し、これを閱讀することは自己の人格の形成・発展という自己実現の価値に値すると解する。また、「知る権利」ということがきく。ために必要な行為であり、「知る権利」に値すると解する。

そこで「知る権利」は、憲法上保障されるか。明文が乏しく問題となる。

正確に21条1項は、文言上は情報の送り手の自由が保障していないようにも読める。しかし、その趣旨は、表現の自由が、個人の人格の形成・発展という自己実現の価値および立憲民主主義を維持・発展させるという自己統治の価値をその内容とすることにかんがみ、情報の自由な流通を保障する点にある。

さらに、現代においては、マスメディアの発展・発達によって情報の送り手と受け手が分離し、大々数の国民は情報の受け手に固定化してしまっている。今日、情報の大々数は国家に集中しているという状況にある。

そこで、かかる状況のもとで表現の自由の保障の趣旨である自己実現、自己統治の価値を実現させるためには、受け手の側から21条1項を再構成する必要がある。

すなわち、21条1項は、情報の流通過程を保障する規定で

正しいか
ありえる

(第
問)

あると解されることから、自由に情報を受け取ることを国家に干渉されず、さらには国家に対して情報の開示を求めることも内実とした複合的性質をもつ権利（知る権利）も同条項で保障されているものと解する。

(2) 本件についてみるに、Xはアマチアの宗教研究者であり、とくにP教に興味を持ち言同べている。Xが車輸入したいと思っているのは、P教信者の一部であるA教会派の教義を解説する書籍であり、これを車輸入して閱讀することは、まさに知る権利として憲法上保障されている。

第

2. XがZを車輸入しようとしたところ、Fが関税法69条の11第1項に基づき本件通知をし、Zを車輸入 XはZを車輸入することができないという制約を受けている。 たゞでZが高価な部品の交換が必要?

る。次に、関税法69条の11は「公序又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品」を車輸入してはならないとしているところ、この文言は明確ではないため、は、漠然として不明確ではないか。

(1) ~~表現の自由を含む~~精神的自由を規制する立法は明確でなければならない。これは、基本的人権の中で重要視されるべき権利である表現の自由に対して、漠然と不明確な法律によって規制をかけることは、萎縮効果が生ずるので、法文上不明確な法律は原則として無効となる。

文言が不明確であるかどうかの判断は、通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該

書籍がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読みとれるかどうかによってこれを決すべきである。

(2) 本件についてみるに、又はA教会派の教義を解説する書籍であり、通常の判断能力を有する一般人であれば、~~安又は風俗を害すべき書籍に当たる判断をすることができると~~

△ ~~は考えられない~~ 世界各地でテロを起しているA教会派の教義を解説する書籍である^が、公安又は風俗を害すべき書籍に当たるといふことは、通常さほどの困難な~~に~~判断しうることで~~ある~~、あるから、関税法69の11第1項7号は明確性を欠き、憲法~~21~~21条4項に違反するものとはいえない。

4. ~~関税法67条第1項7号は、検閲にあたるか。Fが関税法69条の11第1項7号に基づいて本件通知をした行為は検閲にあたるか。検閲に当たるとすれば憲法21条2項より違憲となる。~~

(1) そもそも検閲とは、行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき体系的・一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止することである。

(2) 本件についてみるに、Fが関税法67条に基づき~~関~~税関職員に本件債権中の本件物~~案件~~について検査させたことは、発表前の禁止を目的としたものではなく、

H28. 第4期末(4)

山崎本楓

また、又は海外の古書店に入荷していることから、~~外~~海外でし
てに発表されているため、発表前に審査したとはいえない。

よって、本件検査は検閲にはあたらない。

他に資料はあつたことを述べておけ!

以上

(第
問
)

第1 Xは税関手続検査手続や関税法69条の11第1項7号が憲法21条2項及び1項違反であり、Zを輸入できないことも憲法21条7項違反であると主張している。Xは①税関検査手続が21条2項^{前段}にいう「検閲」にあたるか、②関税法69条の11第1項7号が21条7項に反しないか、③Zを輸入できないことが関税法69条の11第1項7号にあたるかを検査する。

第2 ~~XもZも~~ 本件Zを輸入することは、表現の自由として憲法上保障されているのか。本件Zは書籍であり、書籍を輸入し、情報、思想、意見を提収することは、自由な表現のために必要不可欠な前提である。Xは、自己実現自己統治のため、どのような情報、思想、意見を提収するかは極めて重要であるといえる。Xは、本件Zを輸入することは表現の自由から当然に保障されるものがある。

第3 ①Xは、また、税関手続検査手続が21条2項にいう「検閲」にあたるかを検査する。

(1) 憲法21条1項が、表現の自由を広く保障するのにかかわらず、21条2項が特に「検閲」を禁止している。~~これは~~、表現の自由は公共の福祉により制約されうが、「検閲」は絶対禁止として、公共の福祉においても許容されうべき場合がないことを規定するものである。このように絶対禁止を規定する趣旨は、我が国の歴史的沿革によっても、政府により書籍等の出版が~~禁止され~~検査され、Xの自由な発表、公表を禁じられてきたことにある。

(2) Xは、このように歴史的沿革からみれば、「検閲」とは行政権が主体となり、思想内容等の表現物を対象とし、Xの全部又は一部の発表の禁止を目的とし、対象とされる表現物にのみ周知的・一般的

13. 発表前にその内容を審査した上、不適当と認めらるるものの発表を禁止する
ことをいうと解する。

△ (3) 本件税関検査手続が「検閲」にあたるかを判別する。

7. 本件で争うに、ZはP教父のA教会派の教義を解説する書籍であり、
思想内容等の表現物といえる。そして、Zについて本件通知がされ、
た以上、輸入が禁止されZの国内の流通の途は断たれるため、
国内での発表が禁止されるとも思える。

しかし、Zは既に国外で発表済みのものである。その輸入を禁

止したに留まり、その発表そのものを禁止したものであるといえ、
また、たしかに

△ 税関検査は思想内容等の表現物のみならず対象として、その検査を

行うものでなく、広く輸入される貨物一般について行われるものであり、
また、たしかに

思想内容等自体を網羅的・一般的に審査するものではない。また、たしかに

通知を行うのは税関長であり、行政権といえるが、司法審査の機会

が与えられているものであり、行政権が主体とされているといえる。○△

したがって、税関検査手続は「検閲」にはあたらないといえる。

第4 1. つぎに関税法69条の11第1項がZに反しないかを検査する。

2. そもそも、関税法69条の11第1項が定める「公衆又は国俗その他の

書籍、図画、彫刻物その他の物品」という文言が不明確であるため、

規定するものの輸入を禁止するものが1条1項に反するか。

(1) 表現の自由は憲法の保障する重要な人権であるが、その保障

は絶対的ではない。公衆の福祉による制約を受ける。公安を害す

ないという目的は国民の福祉のため、公衆の福祉に資する重要な

目的である。

(2) 又、本件輸入禁止という制約が 公安を害さないことと実質的に
保障するものがあるとして 21条1項に反しないと解する。この点、2の
利用方法や輸入目的、その方法等、2の性質、内容を総合
考慮し、得られる利益が侵害される利益に対して相当か判断する。

(3) 本件で争うにたしかに、2の輸入目的は単なる研究目的であり、
純粋に学術的興味から輸入がされている。よって、2はその複製や
インターネット配信が存在せず、書籍の複製が存在しないことから、輸入
という方法のみによって、その情報、内容を取得できるものがある。であ
るから、Xが2を研究目的として使用する又はインターネット等により伝播さ
せることは許容されるという文意に。

しかしP教は世界最大の宗教であり、非常に影響力が大きいと考え
られ、そのA教会派は世界各地でテロを起している過激派であ
り、そのA教会派の教義を示して2を輸入することは、国内に教
義を伝播するおそれがあるといえる。また、2にはその目的や具体的方法
が詳細に説明されており、その内容が流通すれば公安が害される具体
的な危険が生ずるといえる。

よって、本件輸入禁止という制約は 公安を害するに足りる保障するもの
といえ、憲法21条1項に反しない。

3. 717、関税法69条11第1項が定める「公安又は風俗を害する書籍、
図画、彫刻物その他の物品」という文言が不明確であるとして、21条1項に
反しないか。

(1) 上述の通り、表現の自由は重要な人権であり、不明確であって

文言によりこれを規制することは表現行為を萎縮させ、法を濫用

1 国等の著しい自由な裁量を認めることとし、表現の自由を不当に

2 制約する。よって、その文言は明確である必要があると解する。

3 (2) 明確であるといえるかどうかは通常の判断能力を有する一般人が

4 △ 規定される禁止される物品にあたるおそれがあるかどうかを読みとれるかによ

5 して判断する。

6 △ (3) 本件では、その「公安」という語が直ちに一義的に明らかという

7 ことはできず、公安の安全と秩序を維持することという目的が

8 「～よ」 本件が規定されているということができる。そして、この上での目的に

9 照らし、規制対象となる物品は一般人において十分判断し得る。

10 (4) よって、不明確な文言であるとして、21条1項に反するとはいえない。

11 第1、本件を輸入すること、関税法69条の11第1項を適用することからして

12 争点を争う。

13 2. この点、ZはZの目的やその具体的な方法が詳細に条説明で

14 述べられており、公安の安全と秩序を維持するという目的に反する内容

15 であることは明らかであり、同条の定める「公安」を客観的に

16 該当する。

17 3 よって、Zを輸入すること、関税法69条の11第1項を適用して、違法

18 である。

19 以上。

20 論点の意味は？

第2問

1. Xは①税関検査手続や関税法69条の11第1項7号が憲法21条2項違反であること、②税関検査手続や関税法69条の11第1項7号が憲法21条1項違反であること、そして③Zを輸入すべきことは憲法21条1項違反であると主張しているところ、以下順にその当否を検討する。

2. まず、①の主張について ~~税関検査手続~~ 関税法69条の11第1項7号に ~~おける~~ 基づき 本件税関検査手続は 憲法21条2項 ^{前掲}により禁止されている「検閲」にあたるか。

(1) 「検閲」とは行政権が主体となり、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的とし、対象 ~~とある~~ である一定の表現物について網羅的・一般的に、発表前にその内容を審査し、不適当と認められるものの発表を禁止することである。

(2) 本件税関検査手続は行政機関である税関支署で働く税関職員により行われたものであり、また対象となったZはA教会の教義を解説する書籍であり、その内容はA教会がどのような思想を有しているのかを理解することのできる重要な表現物であるといえる。

しかしながらZは海外の古書店Dに入荷されていることから、海外では入手可能なものであり、その輸入を禁止したからといってZは事前に発表そのものを一切禁止されるわけではない。

(3) 従って、①の主張は認められない。

3. 次に②の主張について ~~関税法~~ 関税法69条の11第1項7号の文言条文的文言が、「公安又は風俗を害すべし」というように明確性に欠けるものだから憲法21条1項違反だといえるか。

(1) 表現の自由は ~~自己表現~~ 言論 自己の人格を發展させるという自己実現の価値と、~~言論活動~~ 国民が政治的意思決定に関与するという民主政の価値を有する ~~且~~ し、

第2問

1 基本的人権の中でも特に重要視されるべきものであり、法律によってこれを規制
2 する場合には、基準の広汎で不明確な故に不当に制限されることはあってはならない。

3 そこで表現の自由を規制する法律はその文言が、^{判例の文言をみれば}一般国民が具体的場合に

4 当該表現物が規制対象か否か判断できる明確性を有していることが求められる。

5 (2) これを本件についてみると、「公安を害す又は風俗を害すべき書籍」という文言が、

6 テロや紛争といった問題が多く取りざたされる現在の社会事情においては「国家の
7 安全~~等~~やその他国益を脅かし恐れのある書籍」というような意味を有している

8 ことは我が国の社会通念に合致すると言える。

9 (3) おて本件条文がその基準の広汎で不明確な故に表現の自由を不当に
10 制限しているとは言えず、②の主張は認められない。

11 4 最後にZを「公安を害すべき書籍」として輸入を禁じたことは憲法21条1項連

12 反たする③の主張の当否を検討する。この点については~~その表現の自由と~~

13 ~~本件規制により得られる利益を、その輸入目的やそのZが関税法69条~~

14 の11第3項の「相当の理由がある貨物」にあたるかを諸般の事情を考慮に
15 検討し、判断すべきである。
16 ^{同条第1項7号の「公安を害すべき書籍」にあたるか}

17 (1) ZはA教会の教義を解説する書籍である。そしてこのA教会は事案当時、

18 ~~過激化して各地でテロを起している~~。A教会は事案当時過激化して各地

19 でテロを起している。そしてそのA教会の教義を解説する書籍であるZには、

20 テロの目的や具体的な方法が詳細に説明されている。このことから、日本

21 の安全やその他国益の保護のためにA教会派テロリストの教本と言える

22 Zの輸入を禁じることは今現在必要~~な~~かつ有効な措置に思える。

23 (2) しかしながらZを輸入しようとしたXはアマチュアの宗教研究者であって、

Zを輸入しようとした理由は自己の研究のためである。そしてZは日本国内には

(第 2 問)

流通の形跡はなく、A教会も信仰上の理由からZの複製やインターネット配信は行っておらず、A教徒の信者以外にはほとんどZの存在は知られていない。このような点から、XにZの輸入を認めたとしてもZの内容が流布されてテロの危険性が高まる可能性は低いと言える。

(3) おて③の主張は正当なものであるのでZを輸入できないとした本件処分は憲法21条1項違反であり、違

違憲

以上

憲法 期末試験 過去問 平28年度 第2問¹

(第1問)

第1、本件通知は、憲法21条1項および2項に違反して違憲であるか。

1、21条の保障する表現の自由は、思想・情報を発表し伝達する自由をいう。思想や信仰は、外部に表明され、他者に伝達されてはじめて社会的効用を発揮するため、表現の自由はとりわけ重要な価値を持つ。

2、(1) 21条2項は「検閲とは、これをしてはならない」と規定されているが、検閲とはどのようなものであるか。

(2) 検閲とは、行政権が主体となって思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的・一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止することである。

(3) 本件につきこれを見ると、本件物件は、世界最大の宗教のひとつであるP教の過激派A教会の教義を解説する書籍である。そして、本件物件には、テロの目的や具体的な方法が詳細に説明されているため、仮に日本国内で流通した場合、~~具体的~~ A教会派の思想に賛同し、具体的に記載されたテロ行為を模倣し実行する者が現れるおそれがある。そのような理由から、公安を害する書籍としてF税関支署長が関税法69条の11第3項に基づき、差し止めたものである。

テロを助長するおそれがあるからとして輸入を認めない

（第 問）

ことは、思想内容等の表現物を対象としている。しかしながら、
本件物件は、国外において既に発表済みのものであって、事前に
発表の機会が全面的に奪われるものではない。

さらに、税関検査は、関税手続に付随して行われるものであり、
思想内容等を網羅的に審査し規制することを目的とするものではない。

そして、税関検査の主体は行政権であるが、輸入禁制品に
該当する旨の税関長の通知に対して、司法審査の途が開かれている。

(4) 以上の理由から、本件通知は、21条2項の定める「検閲」
に該当しない。

3. それでは、検閲に該当しないとしても、表現に対する公権力
による事前の規制は排除されるべきか。

(1) 表現は、その内容がどういったものであれ、大衆の目にさらされ、
議論がなされることにより、その真偽や善悪が判断され
るものであるため、事前に行政が内容を一方的に判断し、

公にしないことは原則として許されるべきではない。また表現の受け手側の知る権利として保障されるべきである。

(2) しかしながら、表現の自由は自己実現・自己統治の価値に
資するという点で重要な人権であるが、絶対的に保障される
のではなく、公共の福祉により、公安を害さないという目的で
制約を受ける。

(3) そこで、本件通知が21条1項に反しないか否かを判断する
基準として、輸入されるものの内容、輸入目的を検討し、
輸入することによって得られる利益が侵害される利益を上回る
時には、本件通知が違憲であると解する。

(4) Xはアマチュアの宗教研究者であり、P教を研究するという
目的でZを輸入しようとしている。Zについては、複製やインターネット
での配信を行っており、存在すらA教徒の信者以外には知られて
いなかったことからXも内容を知ら^{ない。}~~ず~~ ~~テロリストの教本であるという~~
テロを行うという目的での輸入ではないため、Xが本件物件を手にし、
内容を把握したとしても、すぐにXがテロ行為を行うということには
結びつかない。Xは自から購入し、日本へ輸入する方法以外、
日本に流通せずネット上にも情報のないZを研究することはできない
のである。そのため、具体的危険性が生じていはい公安の秩序より、
Xの表現および研究の自由が保護されるべきである。

(5) よって、本件通知は、憲法21条に反する。Xの主張は
認められる。